十二	二・二′二―トリクロロ―一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホール）
十三	一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名ＤＤＴ）
十四	二・四・六―トリクロロフェニル―四′―ニトロフェニルエーテル（別名ＣＮＰ又はクロロニトロフェン）
十五	二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸（別名2，4，5―Ｔ）
十六	砒酸鉛
十七	一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四ａ・五・六・七・八・八ａ―オクタヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名ディルドリン）
十八	一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四ａ・五・六・七・八・八ａ―オクタヒドロ―エンド―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
十九	一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―一・四・四ａ・五・八・八ａ―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン）
二十	六・七・八・九・十・十―ヘキサクロロ―一・五・五ａ・六・九・九ａ―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン＝三―オキシド（別名ベンゾエピン又はエンドスルファン）
二十一	ヘキサクロロベンゼン
二十二	ベータ―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン
二十三	一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三ａ・四・七・七ａ―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一Ｈ―インデン（別名ヘプタクロル）
二十四	ペンタクロロニトロベンゼン（別名ＰＣＮＢ又はキントゼン）
二十五	ペンタクロロフェノール（別名ＰＣＰ）
二十六	ペンタクロロベンゼン
二十七	ポリクロロ―二・二′―ジメチル―三′―メチリデンビシクロ［二・二・一］ヘプタン（別名トキサフェン）
二十八	メトキシ［二・二・二―トリクロロ―一―（メトキシフェニル）エチル］ベンゼン（別名メトキシクロル）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一一一

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
（極地観測等手当）	
第二十九条　（略）	
２　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級（任期付研究員にあつては、適用される俸給表）に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の三十に相当する額を加算した額）とする。	
職務の級等	手当額
行政職俸給表㈠七級以上の級 公安職俸給表㈡七級以上の級 海事職俸給表㈠六級以上の級 教育職俸給表㈠四級以上の級	四千百円

改正前	
（極地観測等手当）	
第二十九条　（略）	
２　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級（任期付研究員にあつては、適用される俸給表）に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の三十に相当する額を加算した額）とする。	
職務の級等	手当額
行政職俸給表㈠七級以上の級 公安職俸給表㈡七級以上の級 海事職俸給表㈠六級以上の級 （新設）	四千百円